

## 監査の結果に係る措置通知書

監査対象部局	総務部
監査の種類	平成28年度定期監査（28監第33号 平成28年7月12日報告）
措置を講じた者	いわき市長
通知を受けた日	平成29年11月30日

是正改善を要する事項	措置した内容等
<p>収入事務</p> <p>行政財産目的外使用許可に係る収入事務において、当該許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費の負担を求めている例が認められた。</p> <p>※ 行政財産の目的外使用を許可した施設に附帯する電話等の諸設備を使用する際は、市財務規則第246条の規定により、原則として許可した使用者に対し、必要な経費の負担を求めるとされている。</p> <p>本庁舎建物内の一部を事務室として使用を許可しているが、使用者に求めている必要な経費は電気料金のみとなっており、その他許可施設に附帯する諸設備の使用に係る経費の負担を求めている。</p> <p>実態を正確に把握した上で、市の支払いに係る諸設備の使用の事実がある場合には、当該使用に係る経費の適正な負担を求めるようにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">（総務課）</p>	<p>〔指摘事項が発生した原因〕</p> <p>市財務規則第246条の規定により、本庁舎においては、東邦銀行、国際交流協会及び交通安全対策協議会に対し、諸設備使用料のうち電気料について、執務室等の面積按分により必要経費の負担を求めています。</p> <p>しかしながら、給湯設備等のガスの使用状況、飲料水、トイレ等の使用状況、電話回線の使用状況については、使用者が使用している量を正確に把握することが困難であること等から、これまで負担を求めてこなかったものであります。</p> <p>〔措置した内容〕</p> <p>市財務規則第246条に基づき、行政財産目的外使用許可団体に対して、原則、光熱水費の負担を求めるとし、各団体に通知したところであります。</p> <p>なお、年度途中からの負担額の算定が困難なことや、各団体の予算を勘案し、平成30年度の使用分から負担を求めるとしております。</p> <p>また、職員共助会が取り扱う食堂及び売店に係る経費につきましては、職員の福利厚生をはじめ、庁舎利用者の厚生施設として、労働安全衛生法や同規則、母子及び父子並びに寡婦福祉</p>

是正改善を要する事項	措置した内容等
	<p>法等の関係諸法令に基づき行っている事業であり、福島県においても同様の取扱いの例が見られたことから、福島県の取扱いに準じて、本市の職員共助会事業に係る経費負担については、免除することとして取り扱うことといたします。</p>